

おぢやファンクラブ推奨品認定基準

目的

小千谷市内で生産又は製造・加工された食品の中から、優良なものを推奨品と認定し、消費者の信頼を高め、販路拡大を図ることにより、市内産業の発展に寄与する。

認定基準

推奨品は市内において事業を営む個人又は法人その他団体であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内でその大部分を生産し、又は製造・加工していること。
- (2) 主たる原材料は、努めて本市又は県内で生産されているものを用いていること。
- (3) 形状、色、デザイン、生産技術、素材の選定等に独自性があること。
- (4) 品質及び鮮度が優れているほか、人や自然環境に配慮したものであること。(生産品の品質及び製造・加工に用いる設備等は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品衛生法等関係法令に適合していること。)
- (5) 消費者からの苦情や要望等に的確に応じることができること。
- (6) 1年以上販売実績があること。ただし、新製品はこの限りでない。
- (7) 一定期間一定量を安定して供給することが可能であること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、認定委員会において必要とする要件を満たしていること。

審査方法

認定基準に基づき、食の専門家2人による審査を基に、おぢやファンクラブ推奨品認定委員会において承認されたものを推奨品として認定する。